

令和7年度

第12回

榛東村農業委員会総会議事録

榛東村農業委員会

◎挨拶

(会長挨拶)

(午前 9時58分)

◎議事録署名委員指名

議長 3、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名は、榛東村農業委員会総会運営規則第10条により、議長が指名することとなっております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 それでは、11番、萩原明美君、12番、小山伸一君の2名を本日の議事録署名委員に指名いたします。

なお、会議書記には事務局、富澤剛君を指名いたします。

◎議案第1号

議長 4、議題、議案第1号 農用地利用集積等促進計画(案)の意見についてを議題とします。

事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 着座で失礼いたします。それでは、議案第1号 農用地利用集積等促進計画(案)の意見について説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

農用地利用集積等促進計画(案)の意見について、別紙のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画の策定を群馬県農業公社へ要請することについて意見を求める。

令和8年3月10日提出、榛東村農業委員会会長。

以下、内容等につきましては、細谷課長補佐から説明いたします。

議長 細谷課長補佐の説明を求めます。

細谷課長補佐 細谷です。よろしくお願いいたします。では、座らせていただきます。

お手元資料2ページ、ご覧ください。

2ページ、こちらが要請書になっております。

それでは、3ページ、こちらが今回の計画の一覧表なのですが、まずこちらをご覧ください。

なお、すみません、1と2なのですが、畑と田に分けて記載している関係で2件と

いうことになっております。

まず1件目です。

農地の所在は、榛東村大字山子田字坂爪953番外2筆。現況地目は畑。面積は合計で5,291平米。権利の種類は賃貸借。利用目的は普通畑です。借賃は年5万円で、支払い方法は口座振替となります。利用権を設定する方は山子田の方で、始期は令和8年5月1日から5年間、令和13年4月30日までとなります。利用権の設定をする方は渋川市の方で、地域計画外の農地となっております。

2件目になります。

農地の所在は榛東村大字山子田字坂爪980番外3筆。現況地目は田。面積は合計で6,292平米。権利の種類は賃貸借。利用目的は水田になります。借賃は年5万円で、支払い方法は口座振替です。利用権を設定する方は山子田の方で、始期は令和8年5月1日から5年間の令和13年4月30日までです。利用権の設定を受ける方は、渋川市の方で、地域計画外の農地となります。

3件目です。

農地の所在は榛東村大字山子田字萱場1217番1ほか1筆。現況地目は畑。面積は合計で1,071平米。権利の種類は使用貸借。利用目的は普通畑です。利用権を設定する方は山子田の方で、始期は令和8年5月1日から5年間の令和13年4月30日までです。利用権の設定を受ける方は山子田の方で、地域計画外の農地となります。

続きまして、借り手の営農状況についてご説明申し上げます。

議案書5ページ下段をご覧ください。

1人目の方ですが、こちらの方につきましては、35歳の方で、農業従事日数は年250日です。耕作している面積は約13町。主たる経営作物は水稻、野菜、小豆です。主な農機具の所有状況につきましては、トラクターが2台、コンバインが2台、乾燥機が2台、草刈りも1台となっております。

続きまして、7ページをご覧ください。7ページの下段です。

2人目の方、こちらにつきましては、85歳の方で、農業従事日数は年250日です。耕作している面積は約4反で、主たる経営作物は露地野菜です。主な農機具の所有状況につきましては、トラクター1台、管理機3台、草刈機1台、軽トラック1台となっております。

説明については以上になります。

議長 議案第1号について、事務局の説明が終わりました。

質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 質疑なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第1号について、議案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第1号 農用地利用集積等促進計画(案)の意見については原案のとおり決定することとします。

ここで、細谷課長補佐の退席を認めます。

(細谷課長補佐退席)

◎議案第2号

議長 次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

議案第2号、番号1について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第2号、番号1について説明申し上げます。

議案書8ページ、現地確認調書は2ページからとなります。

議案第2号、番号1、図面番号1。農地の所在は大字新井字多屋1566番2外2筆。地目は登記簿、現況ともに畑。合計面積は166.91平米。権利種別は3条有償移転、内容は売買。譲渡人は新井の方。経営面積は自作地63.5アール。貸付地49アール。申請事由は、譲受人の申出を受け、申請地を譲り渡したいと。譲受人は新井の方、経営面積は自作地21.7アール。申請事由は申請地は自宅の隣地に位置しており、耕作に大変便利なため取得したいと。受入れ世帯の稼働人員は1人と。

議案書9ページをご覧ください。

議案第2号、番号1に関する農地法第3条調査書を添付しております。

以上で議案第2号、番号1の説明を終わります。

議長 議案第2号、番号1について事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員6番、内海優司君。

内海委員 農業委員6番の内海です。

議案第2号の1番は、自己に関わることなので、退室の許可を求めます。

議長 退室を認めます。

(内海委員退席)

議長 ほかに何かご意見ございませんか。

12番農業委員、小山伸一君。

小山委員 12番農業委員の小山でございます。

ただいまの議案第2号、1番の案件につきまして、事務局長の説明のとおりでございますけれども、若干、地元委員として補足説明をさせていただきたいと思えます。

まず現地調書の2ページをお開き願いたいと思えます。

今回の申請地は、新井の信号、前橋清野方面の東のほうに、300メートルほど下った県道の端、南側に位置してございます。

県道に面する間口は約10メートル近い長いんですけれども、奥行きが図面を見てもらったとおり、広いところで2メートル少ししかないという畑とすると、非常に耕作のしづらい場所ではございます。

しかしながら、今回の申請の譲受人につきましては、この申請地の南側に住居を構えて、自分の家と接しているというようなことで、家庭菜園等を含めた形で野菜作りに専念をするということでございますので、地元委員とすると許可相当と思えますので、よろしくご審議のほどお願いをいたします。

以上でございます。

議長 ただいま、地元の委員から許可相当と説明がありましたが、ほかに意見はございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第2号、番号1について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第2号、番号1は原案のとおり許可といたします。

ここで農業委員6番、内海優司君の入室を認めます。

(内海委員入室)

議長 次に、議案第3号、番号2について事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは議案第3号、番号2について説明申し上げます。

議案書8ページ、現地確認調書は4ページからとなります。

議案第2号、番号2、図面番号2。農地の所在は大字新井字堂塚1881番。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は436平米。権利種別は3条有償移転、内容は売買。譲渡人は新井の方。経営面積は自作地93.1アール。申請事由は譲受人の申出を受け申請地を譲り渡したいと。譲受人も新井の方。経営面積は自作地190アール。申請事由は野菜の栽培を行いたいので申請地を譲り受けたいと。受入れ世帯の稼働人員は2人と。

議案書10ページをご覧ください。

議案第2号、番号2に関する農地法第3条調査書を添付しております。

以上で、議案第2号、番号2の説明を終わります。

議長 議案第2号、番号2について事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

推進委員4番、羽鳥静男君。

羽鳥委員 推進委員4番、羽鳥です。

議案第2号、番号2は事務局長の説明のとおりですが、地元委員として補足説明いたします。

現地は新井の信号を東へ進んで500メートルぐらいでしょうか、ガソリンスタンド、のさらに東を群馬用水の管理道路的な村道を南に進み、さらにまた戻る形で西に100メートルほど戻った位置となります。周囲は譲受人の農地と隣接しておりまして、農業経営、一生懸命であると思われまふ。他に影響もないことから、地元委員としては許可相当と思われまふ。

審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 ただいま、地元の委員から許可相当と説明がありましたが、ほかに意見はございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第2号、番号2について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めまふ。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第2号、番号2は原案のとおり許可といたします。

◎議案第3号

議長 次に、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議案第3号、番号1について、事務局長の説明を求めまふ。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第3号、番号1について説明申し上げます。

議案書11ページ、現地確認調書は7ページからとなります。

議案第3号、番号1、図面番号1。農地の所在は大字長岡字台654番1。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は1,785平米のうち、0.126平米。申請人は長岡の方、転用目

的は営農型太陽光発電施設用地、施設等はパネル160枚、支柱68本。転用理由は、前回許可となって営農型太陽光発電について、今後も継続して事業を行いたい。

備考ですが、農地区分は2種農地、一時転用、転用期間は10年。

議案書12ページをご覧ください。

議案第3号、番号1に関する営農型発電設備転用許可調査書を添付しております。

以上で、議案第3号、番号1の説明を終わります。

議長 議案第3号、番号1について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員11番、萩原明美君。

萩原委員 11番農業委員の萩原です。

議案第3号、番号1ですが、事務局長の説明がありましたが、地元委員として補足説明させていただきます。

現地確認調査書は7ページから9ページまでです。場所は児童館の十字路を東に200メートル行って、右側に行ったところですけど、今現在、フキノトウを作っております。

隣の農地とも取りあえず影響ないと思われまますので、私としては許可相当と思われまますので、皆さんのご審議、よろしくお願ひします。

議長 ただいま地元の委員から許可相当との説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

12番農業委員、小山伸一君。

小山委員 12番農業委員、小山でございます。

ちょっと一点確認なんですけれども、今回営農用ということの更新手続ということで、一応調査書にもフキノトウ、10年目、11年目、12年目ということで反当たり1,000キロ、1トンの収量を見込んでいるというようなことで、こちらの面積が1,700、1反7畝あるということでありまますので、現状の収量、現地を見ると、フキノトウは確かに少しずつ生えているんですけども、適正な営農が行われているような状況ではないと見受けられるので、今までの収量等の確認が取れば、その辺をお聞かせ、願えればと思ひます。よろしくお願ひします。

議長 事務局長。

事務局長 小山議員の質問にお答えします。

収穫については年間700キロ、金額、収益については10万円だと聞いております。

また、現地についてはフキノトウ、また、時期によってはフキがなっているのを、事務局は確認しております。

以上です。

議長 ほか意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第3号、番号1について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第3号、番号1は原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第3号、番号1は許可相当として、県知事に意見書を送付します。

次に、議案第3号、番号2について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第3号、番号2について説明申し上げます。

議案書11ページ、現地確認調書は10ページからとなります。

議案第3号、番号2、図面番号2。農地の所在は大字新井字上野808番19。地目は登記簿は山林、現況が宅地(畑)。面積は1,199平米。申請人は新井の方。転用目的は長屋住宅用地。施設等は長屋住宅2棟。転用理由は、申請地は近隣に役場、温泉施設等、3キロ圏内に学校、コンビニエンスストア、スーパーがあり生活環境が整っており利便性が高く、勤労者世代、子育て世代の需要があると判断したため、長屋住宅を建築したいと。

備考ですが、農地区分は2種。農地宅地開発審議案件、追認案件で、申請人は深く反省しており、始末書が提出されております。

以上で、議案第3号、番号2の説明を終わります。

議長 議案第3号、番号2について事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

推進委員5番、立見清彦君。

立見委員 推進委員5番、立見です。

ただいま、事務局より説明のありました議案第3号、番号2の申請につきまして、地元推進委員として説明させていただきます。

申請目的は長屋住宅用地です。場所につきましては、現地確認調書の10ページにあるように、その役場の信号を西へ500メートルほど上ってもらった右側であります。

付近の状況を申し上げますと、北側及び東側は本人所有地、南側は県道、西側は公道、宅地及び一部農地となっております。隣接する農地については特に影響はないと

思われます。

私としては、追認案件とのことでありますので、許可相当でいいのではないかと考えています。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元の委員から許可相当との説明がありました。

ほかにご意見はございませんか。

農業委員12番、小山伸一君。

小山委員 12番農業委員の小山です。

今回の案件、基本的には地目が山林、現況が畑ということで、今までちょっと耕作的には、大々的に行ってはいなかったというようなことでありますけれども、現況が畑というようなことでございます。今回、宅地、長屋住宅を建設した残りは畑のままというような状況になるわけでございますけれども、今回転用した奥に、畑が日陰として残るような状況に立地上なるかなと、その北については杉林という山林が立地しているということで、このアパートの北側で営農ができるかどうかと考えると非常に難しいかなというふうに考えておりますので、一応残った用地については、地主に営農の確実性をしっかりとお願いをしていただければというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

議 長 いいですか。

それについて何か。

事務局長。

事務局長 小山委員に、今、言われる前から、行政としても指導して、注視してまいります。

以上です。

議 長 ほかにご意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第3号、番号2について、原案のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、議案第3号、番号2は原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第3号、番号2は許可相当として、県知事に意見書を送付します。

次に、議案第3号、番号3について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第3号、番号3について説明申し上げます。

議案書11ページ、現地確認調書は13ページからとなります。

議案第3号、番号3、図面番号3。農地の所在は大字新井字堂塚1882番3。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は155平米。申請人は新井の方。転用目的は駐車場用地、施設等はカーポート1棟。転用理由は夏場の暑さ、積雪、ヒョウなどから自家用車を守るため、カーポートを建設したいと。また、併せて来客車用の駐車場を確保したいと。

備考ですが、農地区分は1種農地。

以上で、議案第3号、番号3の説明を終わります。

議長 議案第3号、番号3について、事務局長の説明は終わりました。

何かご意見はございませんか。

推進委員4番、羽鳥静男君。

羽鳥委員 推進委員4番、羽鳥です。

議案第3号、番号3は事務局長の説明のとおりですが、地元委員として補足説明いたします。

現地調書は13ページからとなります。

現地は、先ほどの議案第2号、番号2と村道を挟んだ北側となります。新井の信号を東に進みスタンドから、群馬用水の脇の村道を南に入り、西へ100メートルほど戻った先ほどの説明と同様の位置となります。

周囲は西、北側は申請者の所有の畑と宅地、南側は村道。申請者以外の農地とは接していないことと、雨水を村道に流出させない計画であれば問題はないと思われ、地元委員としては許可相当と思われま。

ご審議をお願いいたします。

議長 番号3について、地元委員から許可相当との説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第3号、番号3について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第3号、番号3は原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第3号、番号3は許可相当として、県知事に意見書を送付します。

◎議案第4号

議長 次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見書についてを議題といたします。

議案第4号、番号1について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは議案第4号、番号1について説明申し上げます。

議案書は13ページ、現地確認調書は17ページからとなります。

議案第4号、番号1、図面番号1。農地の所在は大字新井字雛子3115番。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は2,786平米。権利は所有権移転、売買。譲渡人は埼玉市の方。譲受人は吉岡町の方。転用目的は菓子工場用地と、施設等は食品加工工場1,561.47平米。転用理由、譲受人は社食サービス事業を行っているグループ会社の事業拡大により食品加工工場の新設を検討し、適地を探していたところ、譲渡人と話がまとまったため、申請地に工場を建築し同社に貸し付けたいと。譲渡人は譲受人の申出を受け、申請地を譲り渡したいと。

備考ですが、農振除外済み、農地区分は2種農地。宅地開発審議案件。

以上で、議案第4号、番号1の説明を終わります。

議長 議案第4号、番号1について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見ございませんか。

推進委員4番、羽鳥静男君。

羽鳥委員 推進委員4番、羽鳥です。

議案第4号、番号1は事務局長の説明のとおりですが、地元委員として補足説明いたします。

現地調書は16ページからとなります。

現地は渋川バイパスと駒寄インターから延伸する県道南新井前橋線の雛子の信号より東に400メートル進んだ前橋に向かい左側、雛子団地の東に接しています。

申請地はL型の地形で、北、東、南側を村道に接続、西側が団地と接して、農地とは西側の一部接しております。水上側であることと、建物の配置で日陰を心配したんですけれども、隣接地は駐車場という計画なので日照等も影響ないと思われま。敷地が広いので雨水が心配ですが、基本的には浸透、下水側には排水側溝を設ける計画なので、表流水も問題ないと思われま。

計画どおり進めることであれば、地元委員としては許可相当と思われま。ご審議をお願いいたします。

議 長 ただいま、地元の委員から許可相当と説明がありましたが、ほかに意見はありませんか。

12番農業委員、小山伸一君。

小山委員 12番農業委員の小山でございます。

今回の案件、宅地開発案件ということでございますので、指導等があればお聞かせ願いたいと思います。

議 長 事務局長。

事務局長 各課からもちろん指示、要望等は出ておりますが、転用に関わる問題等はございません。

また、村でいうと一番端末というか末端のところですので、先ほど羽鳥委員が言ったとおり、雨水とかまた水道なんかの問題は水道課と協議をして、ここに工場を設置できるような指導をしているところでございます。

以上です。

議 長 いいですか。

ほかに意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第4号、番号1について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、議案第4号、番号1は原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第4号、番号1は許可相当として、県知事に意見書を送付します。

ここで、全ての議案が審議されましたので、暫時休憩といたします。

10時50分に開始予定といたします。

(休憩 午前10時33分)

(再開 午前10時55分)

◎報告事項

◎その他

◎閉会

(午前11時17分)